

「第一次中間報告」に対する各大学の意見について

第一常置委員会

45.10. 9

第一常置委員会の第一次中間報告書「大学院制度の改善について」(昭和44年11月)に対しては、50大学、60学部、4研究所、10研究科、4分校より回答があったが、回答の性格、内容とも多種多様であり、いくつかの統一意見にまとめることも必ずしも容易でない。そこでまず第一次アンケートに対する回答と比較して、今回の各大学の回答に見られる2、3の特徴についてのべ、次に「第一次中間報告」で提出した問題毎に各大学の意見を概括し、最後にそれらにもとづいて第一常置委員会として新たな問題提起を試みることにする。

一)「第一次中間報告」に対する各大学の意見に現われた一般的特徴

- 1) 大学院問題のみを切離して考えるのではなく、大学制度全般の改革問題との密接な関連において検討すべきであるという意見が「第一次アンケート」に対する回答の場合よりもより強くなっている。それはおそらく今回の大学紛争の結果であろう。
- 2) 同様の理由にもとづくものであろうが、大学院のあり方を高等職業教育を中心にして構想することについては、批判的な意見が「第一次アンケート」の場合よりもはるかに強くかつ一般的になっている。大学院はむしろいわば「虚学」的な研究や研究者養成のための組織であり、「実学」的な高等職業教育は学部教育の充実や学部修学年限の延長あるいは専攻科の付設などによって行なうべきであるという主張が強い。
- 3) 「第一次中間報告」は、学部別、専門別の意見を歓迎し、事実そのような学問分野別の意見が多くよせられたが、そうした専門別による意見の差異は予想されたほど大きくはない。

二)「中間報告」の提起した問題毎の意見の要約

I) 一般的問題について

1)「現行制度のもとでの大学院の充実」をまず考えるべきであるという意見については、北海道、東北、中部、中国、四国の新制諸大学から強い賛成意見がのべられている。具体的には大学院をもたない大学ではまず修士課程を、修士課程のみをもつ大学では博士課程をもつことが、現行制度のもとで強く主張されている。そのほか、北大、東北、東教大など旧制大学の一部もそれぞれ独自の立場から現行制度のもとでの充実を主張している。

2)「大学間較差の解消」については、前項の場合と同様、北海道、東北、中国などの新制大学から強い要望があり、北大、東教大など旧制大学の一部もこれを重要視している。しかし、その一方で、悪平等主義にもとづいた較差解消論には余りとらわれるべきでない(京大)、ある程度の形態上の差異はやむをえない(九大)という意見もあり、またすべての学部、研究科、研究所がこの問題に全くふれていない東北大のような場合もある。

II) 博士課程を中心とした大学院大学構想について

1)「学部をもたない大学院大学」については、賛成意見はきわめて少ない。東北大学の付置研究所が揃って賛成しているのが目につく程度。反対の理由は、a)すぐれた学部教育はすぐれた研究者によってはじめて可能である。b)大学院をもたない大学において研究活動が稀薄になる。c)較差が増大する、などである。しかし中には、既存の大学とは別個に新しい大学院大学をつくり、既存大学学部との交流、とくに学生の自由な進学が確保されるならば賛成という意見もある(九大、横浜国大、北大医など)。この考え方の大学院大学はむしろ新構想の国立大学院に近くなるであろう。

2) 「大学院に比重をおいた大学」については、前項の「学部をもたない大学院」よりもさらに賛成が少ない。わずかに一部旧帝大の医・理・工学部に支持がある程度。これは、この種の大学院大学は既存の大大学（すでに大学院組織をもった大学）においてのみ実現可能であり、確実に較差拡大に導くと考えられるからである。また既存の大大学でも、研究者たりうる人材の選択可能範囲が狭くなるという理由から一部に反対が見られる。しかし、この場合にも教官の大学間交流を活潑ならしめることを条件に賛成する島根大・理のような立場もある。

3) 「学部に基礎をおいた大学院」については、「現行制度のもとでの充実」と殆んど同義であるためであろう、意見はごく少ない。ただし、中部、四国、中国の諸大学が揃ってこの案に賛成であることが注目をひく。とくに「中間報告」で指摘されているような中規模大学における大学院のあり方としてこの立場が強く主張されている。

以上のように見えてくると、「大学院大学」構想に対する批判の最大の理由が既存の大大学とそれ以外の大学との間の較差の増大にあることは否定しえないのであり、今後における大学院制度の改革にあたって、形式的・画一主義的な分類による大学の差別化に結果するような方法での改革は絶対に好ましくないことが明らかである。

Ⅲ) 研究と研究者養成に関する「新構想」について

1) 「国立大学院」乃至「国立科学院」

「中間報告」自体がこの二つを区別していないので、回答も多くの場合、両者を一緒に論評している。ただ意見が積極的・具体的になるに伴って、その前提としての両者についてのイメージが異っている場合が多い。

一般的にいうとこの「新構想」については「大学院大学」について

よりも賛成が多く、山形・岩手・茨城の大学の工学部、東京水産大、電気通信大、横浜国大の経営学部、金沢・山梨・信州・和歌山大学の教育学部、岡山大学の教養学部、福井大学・静岡大学など全国にわたってかなり広い支持がある。(それは「大学院大学」が結局はすでに大学院をもつ大学を変容させるかたちでしか実現できないと思われるのに対し、この「国立大学院」「国立科学院」がそうした既存の大学院組織に拘束されない新しい構想であり、高等教育制度の差別化傾向を含まないものとして歓迎されているのである。

しかし他方、この「国立大学院」「国立科学院」構想に対する批判もかなり一般的であり、その理由としては、a) 全国的な画一化・中央集権化の危険、b) 責任の不明確な単なる行政機構に墮するおそれ、c) 「較差」の表面的解消の方便などがあげられている。しかし、このような批判は、「国立大学院」「国立科学院」の組織・管理の実態が明らかでないことからくる一般的な不安にもとづく場合が多いようであり、適切な組織・管理の方法が明らかにされるならば、「新構想」に対する賛成やそれに関する関心はより大きくなるものと思われる。現に、国立大学院を全国数ヶ所に設けること、政府行政からの財政的独立などを条件に、この構想に賛成する意見もある。(京大・意見2、4)

2) 「有資格研究室」について

「新構想」の一つの要素である「有資格研究室」については、ほとんど全ての大学が反対している。その理由としては、a) 「有資格研究室」の認定に公正を期しがたいこと、b) 大学院教育についてもある程度の総合性、適正規模の教官集団が必要であり、個々の研究室ではそれをまかなえないこと、c) 「有資格研究室」に対する管理責任が、それらの研究室が所属する大学あるいは研究所と新たに設けられる「国立大学院」乃至「国立科学院」とに二重化すること、などが指摘

されている。

3) 「姿なき大学院」という構想について

「大学院は大学におかれるのではなく、すぐれた研究者のいるところに大学院が生れ、それを集めると全国的なアカデミックな研究と研究者養成の組織ができる」という発想に立ったこの「姿なき大学院」の構想については、「中間報告」においてもその具体的な組織が明らかにされていないためであろう。各大学の意見では、中央集権化・画一化・その他多くの危懼がもたれている。むしろ、将来の大学院のあり方は「姿なき大学院」などではなく、既存の多くの大学院の間における学生・教官・研究員の自由な交流を如何にして実現すべきであるかという方向において追究するべきである、という意見が強い。

Ⅳ) 修士課程のあり方について

1) 修士課程の目的

「中間報告」では、かなり明確に修士課程と博士課程の目的・意義を区別し、前者は高級技術者・職業人の養成、後者は研究者養成を目的とするとして規定した。しかし、最初にのべたように、この区別には殆んどすべての大学が反対であり、修士課程もまた基礎的研究能力の養成を目的とするものであるという主張が多い。

2) 修士課程と博士課程の分離について

上に指摘したように、修士課程の目的もまた基礎的研究能力の養成にあると考える立場からすれば、修士課程と博士課程との間には、程度の差しかなくなり、両者の制度的分離について賛成論が殆んどないのは異とするに足らない。ただ第一次アンケートの場合と同じように工学・医学・薬学関係には両課程の分離に賛成する意見があるが、教育関係では前回あった教員再教育の機関として考えようという意見が姿を消し、むしろそのような機関と考えることについての批判が強く

なっている。

3) 修士課程の廃止あるいは学部専修課程の設置について

修士課程に高級技術者・職業人の養成という特殊目的を認めない意見が多いことは、大学院に博士課程と区別された修士課程をおくことについての疑義が強いことを意味し、またその結果、大学院を5ヶ年一貫の博士課程とするというかたちで修士課程を廃止すべきであるという意見、あるいは修士課程の教育は学部教育の充実や専修課程の設置によって実現すべきであるという見解をかなり一般化させることになっている。

三) 新しい「国立科学院」「国立大学院」の構想

以上「中間報告」に対する各大学の見解を通じて読みとれることは、第一に、多くの大学が、まず現行の大学院制度を基礎にし、その充実・改善を通じてあるべき大学院の姿に到達しようとしていることであり、そうした各大学の自主的な努力に十分な考慮を払わず、高等教育機関に対する何らかの画一的な区分を外部からおしつけることによって、大学や大学院の問題を一挙に解決しようとするような改革の方向に対して、大きな疑問が提出されているということであろう。しかも、こうした意識を単純に保守主義として片付けることは適当でないように思われる。すなわち、各大学とも、その創立の時期には、それぞれ独自の建学の理念と教育・研究上の目標とをもって発足したはずであり、むしろその後の画一的な教育行政の中で、各大学の個性が失われ、高等教育機関としての機能の衰退が見られるようになった、ということを我々はもう一度考えてみるべきであろう。各大学が大学教育に関するそれぞれの理念に従い、自由な構想にもとづいて、制度・組織の発展・充実をはかることが大学改革の基本的な路線でなければならず、大学院制度の改革もその方向で問題にされねばならないことは言うまでもないが、その趣旨からすれば、まず第一に、既存の大学院

組織に生じた問題をより具体的に検討し、それら諸大学院間における学生・教官・施設の流動化によって既存組織の機能の硬直化を克服すること、第二に未だ大学院組織をもたない大学が自由に大学院のあり方を構想し、現有の研究、教育能力の大小にかかわらず、大学院組織をもちうるような制度的・財政的可能性を確保することが、大学院改革の当面の課題であるように思われる。ところで、そのような観点にたつ時、「中間報告」の新構想はすでにその方向にそって、かなり具体的な問題を提起しており、かつそれに対する諸大学の反応もかなり積極的であるように読みとれるので、以下、そうした動向を基礎に三つの提案内容からなる一つの新たな提案を試みたい。

提案内容一、既存の大学院組織に見られる諸問題を組織の流動化によって解決する手段として「国立科学院」を全国数ヶ所に設置する。

（提案理由）「中間報告」における「国立科学院」の構想は、大学院とくに博士課程を中心とした大学院教育が既存の大大学によって割拠的に行なわれている現状にかんがみ、大学院教育は特定の大学において行なわれるものではなく、むしろ優れた研究者のいるところでは、大学組織の大小にかかわらず、どこでも自由に大学院教育が行なわれうるような体制を作り出すため、「有資格研究室」の研究・教育活動を管理する機関として「国立科学院」を構想した。「中間報告」のそのような趣旨は、各大学の意見の中でもかなり理解されているように思われるが、「中間報告」が原則として全国に一つの「国立科学院」を考えていたため、当然のことながら、画一化、中央集権化、政府行政の過度な介入などが懸念され、この構想に対する反対意見を生み出すことになったし、また「国立科学院」がどのような組織によって全国の「有資格研究室」の活動に対する有効な管理を行ないうるかについても幾多の疑問が提出されることになった。

しかし、いまもし、この「国立科学院」を全国数ヶ所に設置し、各「国

国立科学院」がそれぞれの地域内の大学や研究所の有資格の研究室を管理するようにすれば、大学院制度の全面的な画一化や中央集権化が避けられるのみでなく、その管理下の大学や研究所における教育・研究の自由かつ個性的な発展を確保することはより容易になり、諸大学院間の人的交流も研究上の協力も大巾に促進されることになろう。

いうまでもなく、このような「国立科学院」は大学や研究における既存の大学院組織に対する管理機構にとどまり、「国立科学院」自体が研究スタッフをもち、自ら研究や大学院教育を実施するものではない。そうした研究・教育は、むしろ次にのべる「国立大学院」において行なわれるものとする。

提案内容二、一定地域内の、原則として未だ大学院組織を整備していない数ヶ所の隣接大学が、協力して新たに設ける大学院として「国立大学院」を全国数ヶ所に設置する。

(提案理由)このような隣接大学の共同管理する地域的大学院の構想は、第一次アンケートの当時から一部の国立大学の有力意見の一つであった。

「中間報告」における「国立大学院」の構想は、そうした動きを背景にして打出されたものであったが、そこでは「国立科学院」と「国立大学院」との区別が明らかでなかったため、この「国立大学院」もやはり全国的な画一化・中央集権化の批判を免れなかった。しかし、一方未だ大学院組織をもたない大学が独力で各種の学問分野にまたがるオールラウンドな大学院の組織をもつことには現実問題としてかなりの困難があり、数ヶ所の大学の協力にもとづく大学院への期待は、否定しえない事実である。新たな「国立大学院」はそのような要請に応えるものとして構想さるべきものと考えられる。

具体的には、例えば九州の熊本市に、「九州国立大学院」を、既存の国立大学のいづれにも属さないものとして設置し、佐賀・長崎・熊本・鹿児

島・宮崎の諸大学の共同管理によってそれを運営する。すなわち、5大学の有資格の教官が「国立大学院」の教官を兼任し、5大学の学長および教官委員によって構成される理事会が「九州国立大学院」の管理・運営の責任を負う。

いうまでもなく、この「国立大学院」は大学院をもたない既存の国立大学が自主的に大学院をもちうることを最大の眼目にしているので、そこでは、関係国立大学の研究組織の実状に応じた個性的な大学院教育が行なわれるべきであって、既存の学問分野のすべてにわたるオールラウンドな大学院組織をもつ必要はない。むしろ、例えば関係諸大学の社会学・教育学・経営学・歴史学などの「有資格」研究者を結集した人間科学部（ヒューマニティーズ）などこの新たな「国立大学院」において積極的に組織さるべき研究分野であろう。このような国立大学院をもち、それを利用することによって、その管理に参加する各国立大学の研究・教育活動が大幅に推進されるであろう。

提案内容三、従来の大学院制度における「修士課程」の教育は、既存の国立大学における学部教育の充実や専修課程の設置によって実施する。

（提案理由）従来の大学の学部教育は、教養課程における専門課目の充実その他によって、履修期間のある程度の短縮が可能であり、これまで大学院修士課程の目的として考えられてきた、高級技術者・職業人の教育を学部教育の後半期に繰入れて実施することは不可能でないばかりでなく、学問・科学の現在の水準では、むしろそこまで修了したものであってはじめて今日の大学卒業者と考えるべきであろう。このことは、また国立科学院の管理する有資格の研究室や「国立大学院」における大学院教育が原則として従来の博士課程レベルの研究・教育になることを意味している。現にこのような意見は今回の「中間報告」に対する各大学の意見にかなり一般的な共通意見となっている。

以上、今後の大学院制度の改革は、何よりもまず、既存の大学院組織の流動化を通じて実現さるべきであり、同時に各大学が独自の立場から自由に大学院を構想する自由を確保すべきであるとの判断にもとづき、新たに「国立科学院」と「国立大学院」の制度を提案した。したがって、この場合の「国立大学院」は大学院制度改革のいわばパン種として提案されており、そのような「国立大学院」は必ずしも全国数ヶ所に一斉に画一的に開設さるべきものでないことも明らかであろう。さらにまたそのような「国立大学院」が整備した場合、その「国立大学院」と「国立科学院」との関係を改めて検討しなければならないことも言うまでもない。